前条第五十四項	
第八十二条第一項	第八十二条第一項及び第八十三条第一項
、同項	、同令第八十二条第一項
とあるのは、	とあるのは
第五条の二第四項（	第五条の三第五項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（
第三条の十八第九項第三号	第三条の十九第六項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第九項第三号
組合員等の各人別）」と	組合員等（次条第一項において「組合員等」という。）の各人別）」と、同令第八十三条第一項中「者の各人別」とあるのは「者の各人別（租税特別措置法第五条の三第五項（振替社債等の利子等の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（振替国債等の利子の課税の特例）の規定の適用がある場合にあつては、その配当等の支払を受ける同項の組合員等の各人別）」と

第三条の十九第六項の表前条第四十二項第三号ロ(2)の項の次に次のように加える。

前条第五十一項	同条第一項の	法第五条の三第一項の
	第二項、第三項、第五項	次条第二項及び第三項並びに第三項
	第二項第三号、第五項第二号、	同条第二項第三号及び第三項第二号並びに
	第五項第三号、	同条第三項第三号並びに
前条第五十一項の表第二項第二号の項	第二項第二号	次条第二項第二号
	第五条の二第一項	第五条の三第一項
	第五条の二第七項第一号	第五条の三第四項第二号
	同条第四項	法第五条の二第四項
	同条第一項に規定する振替国債又は振替地方債の同条第七項第六号	法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等の同項第七号
	同項第一号	同項第二号
	第二十二項を除き、以下この条	次項
前条第五十一項の表第三項第一号の項	特定振替機関等	第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（以下この条において「特定振替機関等
	特定受託者	第五条の二第二十五項に規定する信託の受託者（以下この条において「特定受託者

前条第五十一項の表第七項第三号の項	係る特定振替機関	係る法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（当該特定受託者が受託者である法第五条の二第四項に規定する信託の信託財産に属する法第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等の振替記載等に係る同項第二号に規定する特定振替機関に限る。以下この条において同じ。）
前条第五十一項の表第十五項第一号の項	第五条の二第一項	第五条の三第一項
前条第五十二項第三号	第五条の二第七項第一号	第五条の三第四項第二号
	同条第二十五項	法第五条の二第二十五項

第三条の十九第七項第三号中「第十項第三号」を「第十三項第三号」に改め、同条第十項第一号イ中「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10　施行令第三条の二第十八項の規定により読み替えられた同条第十七項に規定する書面又は電磁的方法により通知すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託（法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十五項に規定する信託をいう。以下この号において同じ。）の名称並びに施行令第三条の二第十八項の規定により読み替えて適用される同条第十七項の規定による通知をする当該信託の受託者（次項において「特定受託者」という。）の名称及び本店又は主たる事務所の所在地

二　施行令第三条の二第十八項の規定により読み替えられた同条第十六項に規定する書類を提出した者に係る第七項第二号及び第三号に掲げる事項

三　その他参考となるべき事項

11　施行令第三条の二第十八項の規定により読み替えられた同条第十七項に規定する財務省令で定めるものは、法第五条の三第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）又はその指定する者に設置される電子計算機と当該電子計算機の利用につき当該特定振替機関又はその指定する者と契約をした者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法（当該電子情報処理組織の参加者がそれぞれ特定の者に限定されていること又は暗号、記号その他特定の符号により、通知を受ける特定振替機関が、当該通知をした者が当該特定振替機関に係る特定受託者であることを確認できる方法に限る。）とする。

12　施行令第三条の二第十八項の規定により読み替えられた同条第十七項の規定の適用がある場合における第九項の規定の適用については、同項中「特定振替機関等」とあるのは、「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第二十五項に規定する信託の受託者」とする。